

# 贈与に関する基礎知識

---

# ◆ まずは民法の条文で確認！

## 1. 贈与とは（549条）

「贈与は、当事者の一方が**ある財産を無償で相手側に与える意思を表示し、相手側が受諾することによって、その効力を生ずる。**」としている。

\*贈与の意思表示に対して、相手側が受諾することによって成立する契約行為です。

## 2. 贈与の効果

### (1) 書面によらない贈与の解除（民550条）

「書面によらない贈与は、**各当事者が解除をすることができる。**  
ただし、**履行の終わった部分については、この限りではない**」

\*贈与の履行を確実なものとするためにも、書面による贈与契約としましょう。

## (2) 贈与者の引渡義務 (民551条)

① 贈与者は、贈与の目的物である物又は権利を、贈与の目的として**特定した時の状態で引き渡し**、又は移転することを約したものと推定する。(1項)

\*特定物(「この絵」とか)は贈与契約時の状態、種類(「ボールペン10本」とか)は特定した時の状態の品質で引き渡すこととされています。

② 負担付贈与については、贈与者は、**その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う**。(2項)

\*例えば、仮に土地が480万円よりも安かったら、受贈者は、その額まで自己の負担を減額することを求めたり、そのような贈与契約を解除したりすることができます。

### 3. 贈与の種類

#### (1) 定期贈与（552条）

「定期の給付を目的とする贈与は、**贈与者又は受贈者の死亡によってその効力を失う。**」

\*毎月、生活費として10万円ずつ贈ろうという定期的にする贈与は、当事者のいずれかが死亡した時に終了する。相続人が引き継ぐことはないのです。

#### (2) 負担付贈与（民553条）

「負担付贈与については、この節に定めるほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を適用する」

\*負担付贈与は、売買契約と同じように贈与者と受贈者双方に負担が生じる契約（これを双務契約といいます）と考えられています。

\*負担のついている贈与は、その負担の範囲内において売主と同じ責任を負う。（同時履行抗弁権、危険負担、などの規定、双務契約に関する規定）が適用になります。

### (3) 死因贈与 (554条)

「贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、**遺贈に関する規定を準用する**」

\*自分が死んだらこの土地をやろうというように、贈り主が死亡したら効力を生じる贈与（死因贈与）は、遺言書を書いて財産を他人に贈る遺贈とよく似ているので、遺贈の規定（民986条以下）が準用される。